平成２５年（再イ）第３号
福島県南相馬市原町区本陣前１丁目５番地の１　ジョリ・メゾン105号室
再生債務者　山田　圭祐
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月25日まで
平成25年11月27日　福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（再イ）第８４号
京都市伏見区石田内里町１番地１　市営住宅石田西団地７―205
再生債務者　秋定　宏文
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月25日まで
平成25年11月27日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第２号
宮崎県日南市大字平野26
再生債務者　山元　五月
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月25日まで
平成25年11月27日
宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

平成２５年（再イ）第１０号
長崎県大村市植松１丁目73番地１リースランド植松Ｂ棟101
再生債務者　小早川英明
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月11日まで
平成25年11月27日　長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再イ）第４２号
北九州市八幡東区大宮町１番２号
再生債務者　前﨑　辰義
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月12日まで
平成25年11月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第２０号
長崎県長崎市つつじが丘５丁目５番３号
再生債務者　小野　和弘
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月13日まで
平成25年11月27日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１７号
広島県福山市西深津町５丁目５番21号
再生債務者　石田　　淳
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月18日まで
平成25年11月27日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（再イ）第２６号
愛媛県松山市土居田町10番地　ロイヤルアネックス310号
再生債務者　大西　千恵
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月25日まで
平成25年11月27日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第８３号
大阪府河内長野市千代田南町２番18―307号
再生債務者　荒川　秀紀
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年11月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１５号
三重県員弁郡東員町笹尾東３丁目11番10
再生債務者　花登　俊昭
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年11月27日　津地方裁判所四日市支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第２２号
愛知県一宮市萩原町高木字津崎28番地４
再生債務者　野田　康雄
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月25日
名古屋地方裁判所一宮支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１００００６号
茨城県水戸市赤塚１丁目390番地の９
再生債務者　木ノ内桂一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月７日から平成26年１月28日まで
水戸地方裁判所

官報公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十六日
掲載頁　一六六頁（号外第一三六号）
（乙）http://sec.kazaka.jp/
平成二十五年十二月五日
大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目五番九号
（甲）内藤証券株式会社
代表取締役　内藤誠二郎
東京都中央区日本橋兜町一二番二号
（乙）かざか証券株式会社
代表取締役　廣瀬　政弘

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社Ｔ＆Ｄロジテムとします。
効力発生日は平成二十六年二月一日であり、当組合の臨時総会の決議は平成二十五年十一月二十七日に終了しております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は当組合の掲示板において掲示してあります。
平成二十五年十二月五日
札幌市東区丘珠町五五五番地四
協同組合ティアンドディロジテム
代表理事　鈴木　潤一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十二月五日
東京都渋谷区南平台町二番一五号
合同会社ナカヤ
代表社員　多田　修人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十二月五日
熊本市中央区神水一丁目三四―三二
合同会社アースクリエイト
代表社員　上土井眞二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十六年一月十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年十一月二十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十二月五日
埼玉県久喜市上町九番四号
有限会社武本設備
代表取締役　武本　昇